

番号：150450

国名：キルギス

担当：社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第一チーム

案件名：橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2015年7月下旬から2015年9月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.53M/M、合計 1.03M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	16日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：7月1日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年2月26日以降の業務実施契約（単独型）公示案件（再公示含む）より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約（単独型）簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」（http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html）をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 8点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 2点
 - (2) 業務従事予定者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 45点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 9点
 - ③語学力 18点
 - ④その他学位、資格等 18点
- (計100点)

類似業務	各種評価調査
対象国／類似地域	キルギス／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の評価対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

キルギス共和国（以下、キルギス）はカザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、中国に囲まれた国土面積 198,500 平方 km の内陸国であり、約 34,000km に及ぶ道路網が整備されている。内陸国である同国の運輸セクターは、人や物資の動きの約 95% を道路交通に依存しており、キルギス国内の道路は国民生活において重要な機能を有している。また、中央アジア地域、ひいては南西アジア地域を結ぶ域内交通手段としての役割も担っており、物流における国内の道路の重要性が高まりつつある。

キルギス国内の道路網の大部分は旧ソ連時代に完成したもので、道路維持管理基準は当時のものが適用されてきた。しかし、1991 年の独立以降、ロシア人技術者が同国から引き揚げ、道路維持管理技術の継承が途絶えたため、道路の維持管理が適切に成されていない。また、独立後の経済の低迷により道路や橋梁の改修が十分に行われず、老朽化が進行しており、現在も年間約 200km の道路が機能を失いつつあると試算される。道路状況の悪化はキルギス国民の生活に必要な物資の輸送や周辺国との取引に支障をきたし、同国の経済成長、経済活性化の阻害要因となっている。

このような状況を受け、キルギス政府は 2013 年～2017 年の国家持続開発戦略の中で交通インフラ分野の大目標として、“国民の物・サービスへのアクセス向上に向けた輸送力の増強”を挙げ、そのための道路セクターの取り組みとして、①国際輸送回廊の改修、②国内舗装道路網の維持管理・改良、③交通網の独立性の確保を優先事項としている。JICA はこの方針に沿う形で、国別援助計画で策定された重点分野の一つである経済成長のための基盤整備に向けて、運輸インフラ整備に対する支援を続けている。この中で、運輸通信省（Ministry of Transport and Communications : MOTC）の道路維持管理能力・体制の強化に向けた協力としては、①ナリン州道路維持管理用機材整備計画（無償資金協力、2006 年）、②イシククリ州・チュイ州道路維持管理機材整備計画（無償資金協力、2010 年）及び③オシュ州、ジャララバード州及びタラス州道路維持管理機材整備計画（無償資金協力、2014 年）による道路維持管理機材の調達、④道路維持管理能力向上プロジェクト（技術協力、2008～11 年）による主に道路舗装の維持管理に必要な技術力の定着・向上、基準類の整備、データシステムの整備、⑤道路行政アドバイザー（技術協力、2008～11 年・2011 年～2014 年・2014 年～2016 年）による道路維持管理に関する政策的な支援を実施している。以上の一連の協力を通じ、道路舗装維持管理及び冬季の道路維持管理に必要な MOTC の能力・技術力が向上してきた。

上述のとおり、MOTC の道路維持管理に係る能力は改善しているものの、MOTC は道路構造物（橋梁・トンネル）についての維持管理に係る能力は十分ではなく、橋梁やトンネルの点検・予防策の実施及び中長期的な視点にたった維持管理計画の作成により、橋梁・トンネルの維持管理を効率化し、既存の道路資産の長期活用を図ることが必要であった。一方、橋梁・トンネルは様々な部材が組み合わさっているため、点検、予防策の選定、予防策の実施には高度な技術と知識が求められることから、キルギス政府は橋梁・トンネルの予防保全能力の向上につき、我が国に技術協力を要請した。

この要請を受け、JICA は 2012 年 10 月の詳細計画策定調査で協力計画を策定し、翌 2013 年 2 月に MOTC と討議議事録（Record of Discussions : R/D）を取り交わし、協力内容について合意した。この R/D に基づき、MOTC をカウンターパート機関（以下、C/P 機関）として 2013 年 6 月～2015 年 12 月の予定で技術協力「橋梁・トンネル維持管理能力向上プロジェクト」（以下、本プロジェクト）を実施している。

本プロジェクトでは、短期専門家 9 名（総括/橋梁維持管理 1、副総括/橋梁維持管理 2、橋梁維持管理 3、トンネル維持管理 1、トンネル維持管理 2、データベース開発/橋梁詳細調査補助、積算/橋梁詳細調査、IRI¹測定、IRI 測定補助）により支援を実施している。

今回実施する終了時評価調査は、2015 年 12 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動

¹ International Roughness Index（国際ラフネス指数）：道路路面の平坦性を評価するための世界共通の指標

の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、プロジェクトの実施状況について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価5項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（1）国内準備期間（2015年7月下旬）

- ① 既存の文献・報告書等（業務進捗報告書、研修報告書、合同調整委員会議事録、活動実績資料等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）や実施プロセスを整理・分析する。
- ② 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価5項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し評価グリッド（案）（和文・英文）を作成する。また、既存のデータ・情報と現地で入手・検証すべきデータ・情報を整理する。
- ③ 上記の評価グリッド（案）に基づき、プロジェクト関係者（プロジェクト専門家、C/P 機関、その他キルギス側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（案）（英文）を作成、機構の確認を経たうえで事前送付する。なお、キルギス側（C/P 機関、その他キルギス側関係機関等）への質問票についてはプロジェクトで雇用している通訳（英露）による翻訳作業を経てから、プロジェクトの専門家により送付することを想定しているため、翻訳に要する時間を考慮して英文版を作成すること。
- ④ 国内で収集可能なデータを整理・分析する。
- ⑤ 対処方針会議等に参加する。

（2）現地派遣期間（2015年8月上旬～8月中旬）

- ① JICA キルギス事務所等との打合せに参加する。
- ② プロジェクト関係者に対して、本終了時評価の評価手法について説明を行う。
- ③ 上記（1）②で作成し、キルギス側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に送付した質問票の回答を回収・整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報・データの収集・整理を行う。
- ④ 上記③で収集した情報・データを分析し、プロジェクト実績の貢献・阻害要因を抽出する。
- ⑤ 国内準備及び上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及び C/P 等とともに評価5項目の観点から評価を行う。
- ⑥ 終了時評価報告書（案）（英文）を作成する。
- ⑦ 終了時評価報告書（案）（英文）に関する協議に参加し、協議結果を踏まえて同報告書（案）を修正し、最終版を作成する。
- ⑧ 協議議事録（M/M）（案）（英文）の作成に協力する。
- ⑨ 現地調査結果の JICA キルギス事務所への報告に参加する。

（3）帰国後整理期間（2015年8月中旬～8月下旬）

- ① 評価結果要約表（案）（和文・英文）を作成する。
- ② 帰国報告会等に出席する。
- ③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成するとともに、報告書（案）全体の取り纏めに協力する。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（１）～（３）のすべてとする。

- （１） 終了時評価報告書（英文）
- （２） 担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）
- （３） 評価結果要約表（案）（和文・英文）

上記（１）～（３）については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照。留意点は以下のとおり。

- （１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給する（見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には0円と記載すること）。

10. 特記事項

- （１） 業務日程／執務環境

- ① 現地業務日程

本業務従事者は、当機構の調査団員に1週間先行して現地調査の開始を予定している。

- ② また、本業務従事者の現地調査期間は2015年8月上旬～8月中旬を予定しますが、8月中旬～8月下旬になる可能性もある。

- ③ 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおり。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析（コンサルタント）

また、本業務の現地派遣期間中、本プロジェクト専門家のうち、総括/橋梁維持管理1の1名が現地で活動することを予定している。

- ④ 便宜供与内容

当機構キルギス事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおり。

- ア) 空港送迎

あり

- イ) 宿舎手配

あり

- ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（機構職員等の調査期間については、職員等と同乗になる予定。）

- エ) 通訳備上

あり（質問票、協議資料、報告書等の作業において露語翻訳が必要な資料については、本業務従事者がJICAを通じて、プロジェクトで雇用している通訳（英露）に依頼することとする。）

- オ) 現地日程のアレンジ

あり（現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ、プロジェクト専門家及びC/Pの同行等）

- カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 参考資料

①公開資料

本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されている。(以下、URL参照)

- ・「キルギス国 道路維持管理能力向上プロジェクト事前評価調査報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P0000247063.html>
- ・「キルギス国 道路維持管理能力向上プロジェクト終了時評価報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016444.html>
- ・「キルギス国 橋梁・トンネル維持管理能力強化プロジェクト詳細計画策定調査報告書」
<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000016445.html>

②貸与資料

本業務に関する以下の資料を当機構社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ第1チーム(TEL:03-5226-8149)にて貸与する。

- ・PDM

(3) その他

- 1) 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度であり、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とする(冒頭留意事項参照)。
- 2) キルギス国内での作業においては、JICA安全管理措置を遵守するとともに、JICA総務部安全管理室、JICAキルギス事務所の指示に従い、十分な安全対策措置を講じることとする。
- 3) 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談するものとする。

以上